



22消安第2884号
平成22年7月5日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

アリモドキゾウムシ駆除確認調査実施要領の一部改正について

このことについて、別紙のとおりアリモドキゾウムシ駆除確認調査実施要領（平成7年4月10日付け7農蚕第1939号農蚕園芸局長通達）を改正したので、通知する。



「アリモドキゾウムシ駆除確認調査実施要領」（平成7年4月10日付け7農蚕第1939号農蚕園芸局長通達） 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第1 趣旨 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条の2第1項及び第16条の3第1項の規定に基づく同法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第4章の2の植物等の移動の制限及び禁止に係る有害動物のうちアリモドキゾウムシ並びに法第18条第1項の規定に基づくアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の移動の禁止に係る同虫についての駆除確認調査は、この要領に定めるところによる。 第2～第3 [略] 第4 調査の方法 駆除確認調査は、寄主植物の生塊根等の地下部又は生茎葉に對するアリモドキゾウムシの寄生の有無の確認の調査（以下「寄主植物調査」という。）及びフェロモントラップへのアリモドキゾウムシの誘殺の有無の確認の調査（以下「フェロモントラップ調査」という。）により行うこととする。ただし、必要に応じて設置したさつままいも生塊根を用いた調査用トラップへのアリモドキゾウムシの捕捉又は寄生の有無の確認の調査（以下「イモトラップ調査」という。）を活用することができる。 なお、不妊虫放飼法による防除が行われた調査対象地域（以下「不妊虫放飼地域」という。）にあっては、調査により誘殺等されたアリモドキゾウムシ成虫が不妊虫であるか識別するものとする。 これらの調査は、次の方法により実施するものとする。	第1 趣旨 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2第1項及び第16条の3第1項の規定に基づく同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。）第4章の2の植物等の移動の制限及び禁止に係る有害動物のうちアリモドキゾウムシ並びに法第18条第1項の規定に基づくアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の移動の禁止に係る同虫についての駆除確認調査は、この要領に定めるところによる。 第2～第3 [略] 第4 調査の方法 駆除確認調査は、寄主植物の生塊根又は生茎葉に對するアリモドキゾウムシの寄生の有無の確認の調査（以下「寄主植物調査」という。）及びさつままいも生塊根を用いた調査用トラップへのアリモドキゾウムシの誘殺又は寄生の有無の確認調査（以下「イモトラップ調査」という。）により行うこととする。ただし、必要に応じて設置したフェロモントラップへのアリモドキゾウムシの誘殺の有無の確認の調査（以下「フェロモントラップ調査」という。）を活用することができる。 これらの調査は、次の方法により実施するものとする。

改 正 後	現 行
(1) 寄主植物調査 ア 調査は、アリモドキゾウムシの嗜好度の高い寄主植物の生塊根等の地下部又は生茎葉について実施するものとする。 イ 寄主植物の生塊根等の地下部又は生茎葉の採取に当たっては、調査対象地域全域からできるだけ無作為に抽出するものとする。 ウ 採取個数及び調査日の間隔は、調査対象地域の広さ、寄主植物の分布状況等に応じて、植物防疫所長があらかじめ設定するものとする。 エ [略] オ 不妊虫放飼地域にあっては、不妊虫への標識又は標識に準ずる形態的・遺伝的等の特徴に応じた識別法により、不妊虫の識別を実施するものとする。 カ 調査結果は、駆除確認寄主植物調査野帳（別記様式1）に記入し、調査地点の略図、寄主植物の所在地、採取状況等を明記するものとする。 (2) フェロモントラップ調査 ア フェロモントラップは、寄主植物の分布状況等を勘案して、場所的に片寄らないように設置するものとする。 イ 設置個数及び調査日の間隔は、調査対象地域の広さ、除前の寄主植物の分布状況等に応じて、植物防疫所長があらかじめ設定するものとする。 ウ トラップは原則としてロート型、粘着式簡易型又はそれと同等以上の能力を有するものとし、使用する薬剤は、合成性フェロモン剤とする。 エ 不妊虫放飼地域にあっては、不妊虫への標識又は標識に準ずる形態的・遺伝的等の特徴に応じた識別法により、不	(1) 寄主植物調査 ア 調査は、アリモドキゾウムシの嗜好度の高い栽培種又は野生種の寄主植物の生塊根、生茎葉等について実施するものとする。 イ 寄主植物の生塊根又は生茎葉の採取に当たっては、調査対象地域全域からできるだけ無作為に抽出するものとする。 ウ 調査個数及び調査日の間隔は、調査対象地域の広さ、寄主植物の分布状況等に応じて、植物防疫所長があらかじめ目標を定めるものとする。 エ [略] オ 調査結果は、駆除確認寄主植物調査野帳（別記様式1）に記入し、調査地点の略図、寄主植物の所在地、採取状況等を明記するものとする。

改 正 後	現 行
妊虫の識別を実施するものとする。 オ 調査結果は、<u>駆除確認フェロモントラップ調査野帳（別記様式2）に記入するものとする。</u> (3) <u>イモトラップ調査</u> ア <u>〔略〕</u> イ 設置個数及び調査日の間隔は、調査対象地域の広さ、防除前の寄主植物の分布状況等に応じて、<u>植物防疫所長があらかじめ設定するものとする。</u> ウ <u>トラップは原則としてカゴ型又はそれと同等以上の能力を有するものとし、さつまいも生塊根は必要に応じて事前に殺虫剤で処理したものを使用するものとする。</u> エ <u>アリモドキゾウムシの捕捉の有無の確認は、トラップを設置した周辺及びその内部を目視により行い、アリモドキゾウムシの寄生の有無の確認は、さつまいも生塊根を原則として一定期間保管後、切開調査により行うものとする。</u> オ <u>不妊虫放飼地域にあっては、不妊虫への標識又は標識に準ずる形態的・遺伝的等の特徴に応じた識別法により、不妊虫の識別を実施するものとする。</u> カ 調査結果は、<u>駆除確認イモトラップ調査野帳（捕捉の有無の確認の場合は別記様式3、寄生の有無の確認の場合は別記様式4）に記入するものとする。</u> (削除)	(2) <u>イモトラップ調査</u> ア <u>〔略〕</u> イ 設置個数及び調査日の間隔は、調査対象地域の広さ、防除前の寄主植物の分布状況等に応じて<u>植物防疫所長があらかじめ目標を定めるものとする。</u> ウ <u>トラップは原則としてカゴ型又はそれと同等以上の能力を有するものとし、さつまいも生塊根は必要に応じて事前に殺虫剤で処理したものを使用するものとする。</u> エ <u>アリモドキゾウムシの寄生の有無の確認は、成虫の誘殺又は原則として一定期間保管後の切開により行うものとする。</u> オ 調査結果は、<u>駆除確認イモトラップ調査野帳（誘殺による確認の場合は別記様式2、切開による確認の場合は別記様式3）に記入するものとする。</u> (3) <u>フェロモントラップ調査</u> ア <u>フェロモントラップは、寄主植物の分布状況等を勘案して、場所的に片寄らないように設置するものとする。</u> イ <u>設置個数及び調査日の間隔は、調査対象地域の広さ、防除前の寄主植物の分布状況等に応じて植物防疫所長があらかじめ目標を定めるものとする。</u> ウ <u>トラップは原則としてロート型、粘着式簡易型又はそれ</u>

改 正 後	現 行
第5 調査期間 調査期間は、6カ月以上とし、過去の資料による多発時期をその間を含むものとする。 ただし、調査期間の設定に当たっては、都道府県が実施している発生調査等の結果を参考にして、期間を短縮しても差し支えないものとする。 第6 調査結果の報告 植物防疫所長は、駆除確認調査終了後、寄主植物調査の結果については、駆除確認寄主植物調査成績表（別記様式5）に、フェロモントラップ調査の結果については、駆除確認フェロモントラップ調査成績表（別記様式6）に、イモトラップ調査の結果については、駆除確認イモトラップ調査成績表（捕捉の有無の確認の場合は別記様式7、寄生の有無の確認の場合は別記様式8）に取りまとめ都道府県知事に通知するとともに、駆除の成否について、消費・安全局長に意見を添えて報告するものとする。 第7 その他 [略]	と同等以上の能力を有するものとし、使用する薬剤は、合成性フェロモン剤とする。 エ 調査結果は、<u>駆除確認フェロモントラップ調査野帳（別記様式4）に記入するものとする。</u> 第5 調査期間 調査期間は、6カ月以上とし、過去の資料による多発時期をその間を含むものとする。 ただし、調査期間の設定に当たっては、都道府県が実施している発生調査等の結果を参考にして、期間を短縮しても差し支えないものとする。 第6 調査結果の報告 植物防疫所長は、駆除確認調査終了後、寄主植物調査の結果については、駆除確認寄主植物調査成績表（別記様式5）に、イモトラップ調査の結果については、<u>駆除確認イモトラップ調査成績表（誘殺による確認の場合は別記様式6、切開による確認の場合は別記様式7）に、フェロモントラップ調査の結果については、駆除確認フェロモントラップ調査成績表（別記様式8）に取りまとめ都道府県知事に通知するとともに、駆除の成否について、<u>農林水産省消費・安全局長に意見を添えて報告するものとする。</u></u> 第7 その他 [略]

[illegible]

改正後

現	行
---	---

別記様式7

駆除確認イモトラップ調査成績表（捕捉の有無の確認用）

調査実施期間：(年 月 ～ 年 月)
不妊虫放飼地域：(☐ である ☐ でない)

[illegible]

(注) 不妊虫と識別された頭数は備考欄に記入し、それ以外のアリモドキゾウムシの頭数は捕捉虫数欄に記入すること。

別記様式8

駆除確認モトヲツブ調査成績表（寄生の有無の確認用）

調査実施期間：(年 月 ～ 年 月)
不妊虫放飼地域：(□である □でない)

[illegible]

(注) 不妊虫と識別された頭数は備考欄に記入し、それ以外のアリモドキゾウムシは寄生虫数欄に記入すること。

別記様式7

駆除確認イモトラップ調査成績表（切開による確認用）

(年 月 ~ 年 月)

[illegible]

別記様式 8

駆除確認フェロモントラップ調査成績表 (年 月 ～ 年 月)

[illegible]